

意見陳述書

令和6年1月31日

東京地方裁判所 民事第34部 御中

後藤 徹

1995年9月、私は脱会屋、宮村峻氏らの指導を受けた家族らにより拉致監禁され、その期間は12年5か月におよびました。その間、信教の自由、結婚の自由、職業選択の自由、投票の自由など、あらゆる自由を奪われました。

閉ざされたマンションの一室に宮村氏はじめ、10人もの人間が集まり、教会の悪口を強制的に聞かされました。その苦しみゆえ、私はその場で死にたくなかったこともありました。さらに、監禁中に食事を与えられず、餓死寸前まで追い詰められました。

私は31歳で拉致監禁され、2008年に解放された時には44歳になっていました。12年5か月ぶりに見上げた青い空の感動を、今も忘れられません。

監禁解放後、私は、自分のような被害者を二度と出してはならないという使命感から、「全国 拉致監禁・強制改宗被害者の会」を立ち上げ、その代表となり、拉致監禁による脱会強要の実態を国内外に訴えてきました。その成果として2014年には国連が初めて日本の拉致監禁問題を取り上げ日本政府に懸念を表明し、勧告を行いました。

私が宮村氏らを訴えた民事裁判では、高裁での判決により監禁事実が認定され、2200万円の損害賠償命令が下されました。その後、2015年には最高裁判所にて勝訴判決が確定し、50年の長きにわたり続いてきた拉致監禁がようやくなくなりました。

鈴木エイト氏は、そんな私をただの“引きこもり”呼ばわりし、被害者面でアピールしていると侮辱しています。

このエイト氏の発言は、私の12年5か月の拉致監禁被害を否定し、15年間にわたり私が心血を注いできた「被害者の会」代表としての活動を嘘のパフォーマンスだとけなすものであり、私の社会的評価を著しく貶めています。

裁判所におかれましては、鈴木エイト氏の人権を蔑ろにする一連の発言に対し、公正な判断を下していただき、これにより、単に毀損された名誉を正当に回復していただくだけでなく、家庭連合の信者らの信教の自由を無視した過剰な発言による名誉毀損、人権侵害が二度と起こらないよう、警鐘を鳴らしていただきたいと切に願っております。

以上